第156回 船橋市都市計画審議会

議案　第1号

船橋都市計画公園の変更（船橋市決定）（付議）

・田喜野井1丁目2号公園

船橋都市計画公園の変更（船橋市決定）

都市計画公園中２・２・１６７号田喜野井１丁目２号公園を次のように追加する。

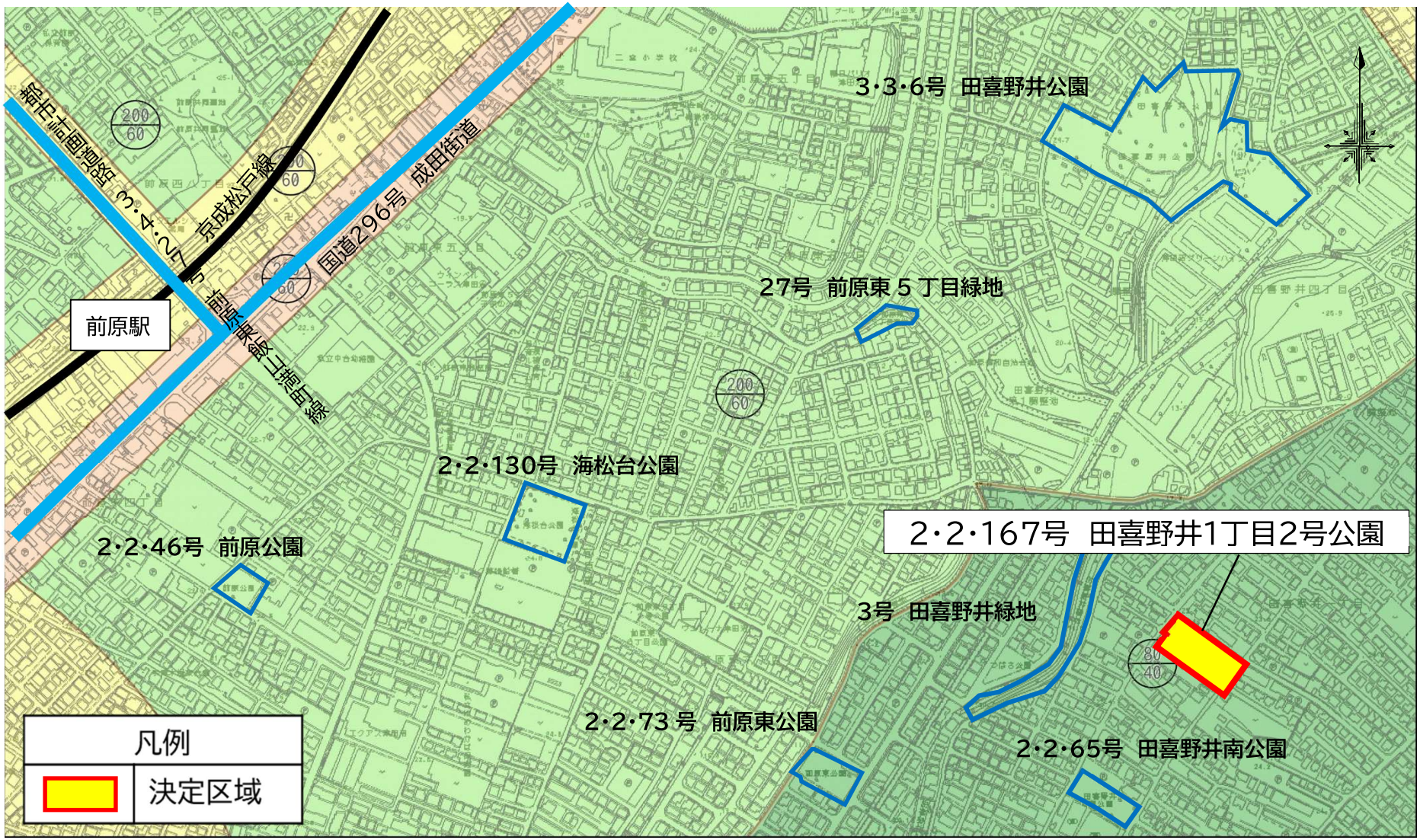
種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・167	田喜野井１丁目２号公園	船橋市田喜野井１丁目の一部の区域	約 0.22ha	ベンチ 複合遊具他

「区域は計画図表示のとおり」

理　由

都市住民の屋外における休息、運動、レクリエーション等の場となる公園を整備・確保し、生活環境の向上に資するため、本案のように変更するものである。

船橋都市計画公園の変更（船橋市決定）　位置図



船橋都市計画公園の変更（船橋市決定）　計画図



2･2･167

田喜野井1丁目2号公園

①～②	地番界
②～③	道路界
③～④	地番界
④～⑤	地番界
⑤～⑥	地番界
⑥～①	道路界

凡　例	
	決定区域

船橋都市計画公園の変更についての概要

平成６年度都市緑地保全法の改正に伴い平成８年度に策定（平成１９年度改定）し、平成２８年度に改定第２版を作成しました「船橋市緑の基本計画」におきまして、４つの基本方針（①人と緑と生きものがふれあえる、水と緑のネットワークをつくります②多様な緑により、風格ある緑の都市をつくります③安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします④市民との連携により､緑を守り育んでいきます)を実現するための施策を掲げています。

この中の「安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします」では、新たな緑の創出にあわせ、レクリエーション、防災、景観形成、生物多様性の保全、都市環境の保全といった緑の機能を高めるような質の高い緑となるよう維持・管理を行っていくこととしています。

本市の１人当たりの都市公園面積は、3.39㎡（令和７年度末）であり、全国平均 （11.0㎡／人、令和６年度末）や県平均（7.22㎡／人、令和６年度末）及び県内近隣市と比較しても少ない状況です。

このような状況の中、本市では、整備の優先順位を定め街区公園等の不足地区から、計画的に配置・整備を進めております。

この度、上記の趣旨をふまえ、都市住民の生活環境の向上に資するものとし、次の公園の追加を行います。

○田喜野井１丁目２号公園

本用地は、これまで特定生産緑地として営農されておりましたが、主たる従事者の故障に伴い、買取りの申し出がなされました。

当該地周辺は、公園が不足している地区であり、兼ねてより公園適地を調査していたことから、本市において買取りを行うこととなりました。

当該地は京成松戸線「前原駅」から南東約1.0㎞に位置し、西側及び東側で市道に接しています。

供用開始は令和10年度を予定しております。

開設　　令和１０年４月（予定）

面積　　２，１７７．６１㎡